【別紙】

〈医療保険利用者〉訪問看護利用料金表

訪問看護基本療養費

			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週３日まで	５,５５０円／日	555	1110	1665
	週４日目以降（理学療法士等５,５５０円）	６,５５０円／日	655	1310	1965
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中の外泊時に訪問した場合（１泊２日以上の外泊で１日につき）	８,５００円／回	850	1700	2550
訪問看護管理療養費	月の初日	７,７１０円／日	771	1542	2313
訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	３,０１０円／日	301	602	903
訪問看護物価対応料1（1日につき）	月の初日訪問時	６０円／日	6	12	18
訪問看護物価対応料1（1日につき）	月の２回目以降の訪問時	２０円／日	2	4	6

〈加算〉

２４時間対応体制加算	月１回算定	６,８００円／月	680	1360	2040
緊急訪問看護加算（月１４日まで）		２,６５０円／回	265	530	795
緊急訪問看護加算（月１５日目以降）		２,０００円／回	200	400	600
時間外加算（時間外に訪問した場合）	早朝（６時～８時）	２,１００円／回	210	420	630
	夜間（１８時～２２時）				
	深夜（２２時～６時）	４,２００円／回	420	840	1260
特別管理加算（Ⅰ）	気管カニューレ・留置カテーテル等	５,０００円／月	500	1000	1500
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素・人工肛門・真皮を超える褥瘡等	２,５００円／月	250	500	750
難病等複数回訪問看護加算	１日に２回訪問した場合	４,５００円／日	450	900	1350
	１日に３回以上訪問した場合	８,０００円／日	800	1600	2400
長時間訪問看護加算　（※１）（特別指示書・特別管理加算対象者）	訪問時間が通算９０分を超える場合（週１回に限り）	５,２００円／日	520	1040	1560
（１５歳未満の超・準超重症児、別表８）	別に厚生労働大臣が定めるもの（週３日まで）	５,２００円／日	520	1040	1560
乳幼児加算	１日あたり	１,５００円／日	150	300	450
複数名訪問看護加算	看護師＋看護職員等	４,５００円／週１	450	900	1350
	看護師＋看護補助者等	３,０００円／週３	300	600	900
複数名訪問看護加算（厚生労働大臣の定めがある場合）	看護師＋看護補助者等 1日1回 3,000円、2回 6,000円、1日3回以上 10,000円				
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月１回算定	１,０５０円／月	105	210	315
訪問看護情報提供療養費	該当者のみ	１,５００円／月	150	300	450
退院時共同指導加算　（※２）	退院前にカンファレンスで指導を実施	８,０００円／回	800	1600	2400
特別管理指導加算　（※３）		２,０００円／回	200	400	600
退院支援指導加算　（※４）	退院当日の訪問（９０分まで）	６,０００円／回	600	1200	1800
	（延べ９０分以上）	８,４００円／回	840	1680	2520
在宅患者連携指導加算（※５）	特別な関係でも算定可	３,０００円／回	300	600	900
在宅患者緊急時カンファレンス加算（※６）	月２回まで算定可	２,０００円／回	200	400	600
ターミナルケア療養費	（該当者の方のみ）	２５,０００円	2500	5000	7500
専門管理加算	（該当者の方のみ）	２,５００円／月	250	500	750

※法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。

単位：円

【医療保険・介護保険共通】

〈その他の料金〉		保険対象外
エンゼルケア	該当者の方のみ	５,５００円
医療消耗品等	訪問看護ステーションからお持ちした品	実費

〈保険適用外料金〉

	時間内 8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜 22時～6時
平日（月～金）３０分未満	５,０００円	６,３００円	７,５００円
土・日・祝祭日　３０分未満	５,５００円	６,８００円	８,０００円
平日（月～金）３０分以上９０分未満	８,５００円	９,８００円	１１,０００円
土・日・祝祭日　３０分以上９０分未満	９,０００円	１０,３００円	１１,５００円
９０分を超える場合は１時間につき　加算	４,０００円	４,５００円	５,０００円

１日８時間の訪問の場合	３５,０００円

※１　１５歳未満の超重症児又は準超重症児への長時間訪問看護を行った場合は、週３回に限り算定

※２　退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に医療機関と共同し在宅療養上必要な指導を行った場合

※３　特別な管理を必要とする方に対し、退院共同指導を行った場合

※４　退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合

※５　医療関係職種間で共有された情報を基に指導を行った場合

※６　診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と療養上必要な指導を行った場合

令和５年７月１日.　作成
令和６年６月１日.　一部改訂
令和６年１０月１日.　一部改訂
令和７年２月１日.　一部改訂
令和７年３月１日.　一部改訂
令和８年６月１日　一部改訂